

第48号議案

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を
整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例（平成8年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「法」という。」を削り、「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 遊技場の定義において引用する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の条項を改めるものとする。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日